

# 戸籍の電算化により、 3月17日(月)から戸籍が変わります。

戸籍は、生まれてから死亡するまでを登録する重要な公簿で、明治5年の戸籍法施行以来、現在まで手書きまたはタイプライターで記録、管理されてきました。平成6年の戸籍法改正によって電算化が可能になり、市では戸籍事務の迅速化を図るため、3月17日(月)から電算システムによる戸籍事務を始めます。

## ◆戸籍の電算化とは

これまでの戸籍は、紙の原本で管理され、手作業で記録などを行っていたため、多くの時間が必要でした。

戸籍の電算化は、戸籍事務をコンピュータで処理することにより、戸籍の作成から証明書発行までの時間を短縮し、住民サービスの向上を図るものです。

また、紙からデータでの保存に変わり、毎日バックアップされるので、災害での戸籍の消失を防ぐことができます。

※今回の電算化は、本籍地が留萌市の方が対象になります。



## ◆戸籍謄本などの名称が変わります。

電算化に伴い、戸籍謄本などの名称が変わります。

「戸籍謄本」が「全部事項証明書」に、「戸籍抄本」が「個人事項証明書」と、それぞれ名称が変わります。

また、形式も文書形式から簡条書き形式へ、用紙サイズも従来のB4版からA4版になります。

## ◆本籍の表示が一部変わります。

本籍が「○○番地の△△と」の「△」が省略され「○○番地△△」と表示されます。

なお、住民票の本籍欄も、「○○番地の△△から」「○○番地△△と」の「の」の表示が省略されます。

## ◆登録するための「氏名字体」確認にご協力を

戸籍は昔、手書きで記載されていたこともあり、書きぐせなどにより常用漢字や漢和辞典にない文字で記載されていることがあります。その文字はこの電算化により、辞書などに載っていない戸籍で使用できる文字に置き換えることになります。字体が変わる方には、2月中旬に通知を送りお知らせしますので、確認をお願いします。

### 使用できない文字と対応する文字の例

(コンピュータ処理後)  
 邊 → 邊  
 廣 → 廣  
 藤 → 藤  
 (現在の記載)

(1の1) 全部事項証明書

本籍	北海道留萌市○○町○丁目○○番地
氏名	○ ○ 太郎
戸籍事項	戸籍改製 【改製日】 平成26年3月15日 【改製事由】 平成6年法律第51号附則第2条第1項による改製
戸籍に登録されている者	【名】 太郎 【配偶者区分】 夫 【生年月日】 昭和38年4月2日 【父】 ○ ○ 一郎 【母】 ○ ○ 富子 【続柄】 長男
身分事項	出生 【出生日】 昭和38年4月2日 【出生地】 北海道留萌市 【届出日】 昭和38年4月8日 【届出先】 父
婚姻	【婚姻日】 平成28年8月30日 【配偶者氏名】 富士桃子 【従前戸籍】 北海道留萌市○○町○丁目○○番地 ○ ○ 一郎
戸籍に登録されている者	【名】 桃子 【配偶者区分】 妻 【生年月日】 昭和40年3月3日 【父】 富士次郎 【母】 富士花子 【続柄】 長女
身分事項	出生 【出生日】 昭和40年3月3日 【出生地】 東京都富士区 【届出日】 昭和40年3月10日 【届出先】 父
婚姻	【婚姻日】 平成28年8月30日 【配偶者氏名】 ○ ○ 太郎 【従前戸籍】 東京都富士区中央100番地 富士次郎

発行番号 00000001  
 これは、戸籍に登録されている事項の全部を証明した書面である。  
 平成26年3月17日  
 北海道留萌市長 ○ ○ ○ ○

この書本は、戸籍の原本と相違ないことを証明する。  
 平成26年3月15日  
 北海道留萌市長 ○ ○ ○ ○

姓	名	父	母	妻	夫	出生	婚姻	出生	婚姻
○ ○	太郎	○ ○ 一郎	○ ○ 富子	○ ○ 太郎	○ ○ 太郎	昭和38年4月2日	平成28年8月30日	昭和40年3月3日	平成28年8月30日
	桃子	富士次郎	富士花子	富士桃子	○ ○ 太郎	東京都富士区	東京都富士区中央100番地	東京都富士区	東京都富士区中央100番地

### 戸籍証明書の新旧対照

	変更前	変更後
名称	戸籍謄本	戸籍の全部事項証明書
	戸籍抄本	戸籍の個人事項証明書
様式	B4判横長	A4判縦長
書式	文章体縦書き	項目別横書き

問市・市民課 ☎ 42-1805